

監査委員公表第12号

監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年10月24日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

1 監査年月日

平成30年10月11日から10月12日まで

2 監査等対象機関

町民センター・北部公民館・南部公民館／株式会社オーエンス
所管課／教育委員会教育総務課

3 監査等の種別

財政的援助団体等の監査（公の施設の指定管理者）

4 監査等対象

平成29年度の町民センター・北部公民館・南部公民館の管理に係る出納その他の事務
及び教育総務課の指定管理に係る出納その他の事務

5 監査の方法

指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され、目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に処理されていると認められた。

○留意すべき事項は口頭により指導した。（教育総務課）